

運転免許証の自主返納と運転経歴証明書について

運転免許証の自主返納

運転免許証は自主的に返納することができます。

- 運転中にヒヤッとした方
- 運転すると疲れを感じるようになった方
- 家族に返納を勧められたことがある方

自主返納を検討してみてはいかがでしょうか？

加齢に伴って身体機能は低下していくので、交通事故を起こすリスクが高くなっています。



運転経歴証明書

運転免許証を返納された方、または失効後5年以内の方※は、運転経歴証明書の申請・交付を受けることができます。

(※平成28年3月31日以前の失効は除く)

運転経歴証明書は、

公的な身分証明書

として生涯使用することができるほか、協力企業等で提示することで様々な特典を受けることができます。

氏名	大阪 太郎	昭和〇〇年〇月〇日生
住所	○ ○ ○ ○ ○ ○ 丁目○-○	
交付	令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇〇-〇	
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)		
番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号	
二小・原	報〇〇年〇月〇日	種
他	報〇〇年〇月〇日	類
二種	報〇〇年〇月〇日	類
大阪府 公安委員会		

(画像はイメージです)

- 受付場所
門真・光明池運転免許試験場または府下の警察署
- 受付時間
試験場 平日 8:45～14:30
日曜 14:00～16:00 (門真のみ) ※要予約
警察署 平日 9:00～17:00

- 必要なもの
・運転免許証
・交付手数料 1,100円
・写真1枚 (3×2.4cm) ※警察署で申請する場合
・住所・名前・生年月日が確認できるもの
(住民票の写し、健康保険証など) ※失効している方

高齢や病気等で運転を続けることに不安を感じている方や、
そのご家族の方のための相談窓口を設けています。

どうぞお気軽に相談ダイヤルまでお電話ください。



安全運転相談ダイヤル **シャーブハレバレ #8080**

大阪府警察